

(仮称) 江別市手話言語条例の基本的な考え方 (案)

項 目	内 容
<p>条例制定の趣旨</p>	<p>手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や表情等により表現する独自の体系を有する言語です。</p> <p>しかしながら、手話が言語であることについては、社会的に認識されることが少なく、また、手話を使用することができる環境整備も十分とはいえない状況にあり、手話を使う方々は、不便や不安を感じながら生活しています。</p> <p>こうした中、国においては、障害者の権利に関する条約を批准するなど、手話が言語として位置付けられたものの、いまだに広く市民に理解されているとはいえない状況にあります。</p> <p>ここに、手話を使いやすい社会の実現を目指し、手話が言語であるとの理解を広く市民に普及するため、この条例を制定するものです。</p>
<p>条例の内容</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 基本理念</p> <p>(3) 市の責務</p> <p>(4) 市民の役割</p> <p>(5) 事業者の役割</p> <p>(6) 施策の推進</p> <p>(7) 委任</p>	<p>手話が言語であることに対する市民の理解促進に関して基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにして、手話を使いやすい社会の実現と、手話が言語であるとの理解を広く市民に普及することを目的とします。</p> <p>手話が言語であることに対する市民の理解の促進は、手話が聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使用する独自の体系を有する言語であることを理解し、相互に尊重し合うことを基本理念とします。</p> <p>市は、手話が言語であることに対する市民の理解を促進するとともに、手話を使いやすい環境づくりを推進するものとします。</p> <p>市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとします。</p> <p>事業者は、手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するとともに、手話を使いやすい環境づくりに努めるものとします。</p> <p>市は、次に掲げる施策を推進するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話への理解の促進及び手話の普及に関する事項 ・手話による情報取得及び手話を使いやすい環境整備に関する事項 ・手話による意思疎通支援に関する事項 <p>条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。</p>